

**－ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のために－**  
**放課後児童クラブ・児童館の対応について**

令和4年2月2日

三股町福祉課

**I. 日頃からのお願い**

- ・利用前に、発熱または咳や咽頭痛などの呼吸器症状（「発熱等」という）がある場合は、利用を控えてください。
- ・引き続き、放課後児童クラブ・児童館（以下「クラブ・児童館」という。）で実施している、検温、マスク着用、手洗い、消毒や過ごし方の工夫などの感染防止策へのご理解とご協力をお願いします。また、クラブ・児童館の利用時間外にあっても、感染防止の徹底にご協力をお願いします。
- ・児童が陽性となった場合、児童が濃厚接触者に特定された場合、児童が保健所等の関係機関から自宅待機を指示された場合、児童が抗原検査又はPCR検査を受けた場合及び児童と同居する家族が陽性となった場合は、速やかにクラブ・児童館へ連絡してください。このほか、クラブ・児童館から求められた事項についても連絡をお願いします。
- ・以下の対応により、クラブ・児童館の休業や児童が利用できない状態になった場合に備え、必要な事前の準備をお願いします。

**II. 感染等が発生した場合の対応とお願い**

**【① 児童または職員が感染した場合】**

- ・当該クラブ・児童館は、当面の間、休業します。
- ・休業からの再開時期は、濃厚接触者の特定やPCR検査の結果のほか、関係機関と協議の上で決定します。したがって、休業期間は延長になることがあります。
- ・当該児童・職員がクラブ・児童館の利用・勤務を再開できるのは、医師等の許可が得られた日以降となります。

**【② 児童または職員が濃厚接触者に特定された場合】**

- ・当該クラブ・児童館は、原則として、通常どおり開設します。
- ・当該児童・職員は、感染者と最後に接触した翌日から7日間の利用停止・勤務停止となります。自宅療養者の同居家族等の場合は、陽性者の発症日又は住居内で感染対策を講じた日の翌日から7日間の利用停止・勤務停止となります。

**【③ 休業期間中・利用停止中のお願い】**

- ・休業期間中・利用停止中は、感染拡大防止のため、原則として、ファミリー・サポート・センター、放課後デイサービス等の利用は自粛してください。

※ 休業期間中・利用停止中の利用料金は、減免になります。

※ 対応方針は、宮崎県の定める警報レベルのほか、感染症の発生経緯や地域の感染拡大状況などに応じ、変更することがあります。

※ 人権に配慮した対応とします。